

岩手県告示第316号

岩手県保健所使用料等条例の規定による手数料、使用料及び治療料の額（昭和51年岩手県告示第485号）は、平成21年3月31日限り、廃止する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也